

序 議 資 料
平成 31年 1月 15日

事務連絡
平成30年12月27日

狛江市 都市建設部長様

国土交通省関東地方整備局
東京外かく環状国道事務所長

東日本高速道路株式会社関東支社
東京外環工事事務所長

中日本高速道路株式会社東京支社
東京工事事務所長

東京外環（関越～東名）トンネル工事の緊急時の対応について

東京外環（関越～東名）については、トンネルの構造、施工技術等について確認、検討することを目的として、学識経験者、関係機関により「東京外環トンネル施工等検討委員会」を設置し、これまで近年の施工事例や技術開発動向など最新の知見を確認しながら、トンネル構造、施工技術等に関する技術的な検討を進めてきました。

検討委員会の「東京外環（関越～東名）トンネル工事の安全・安心確保についての考え方まとめ」をふまえ、工事を行うに際し、現場状況やモニタリング状況を隨時確認の上、状況にあわせて施工を適切に管理するなど安全対策を十分に実施することで、地表面の安全性が損なわれる事象は生じないと考えております。

一方で、大深度地下を活用した初の道路事業であるとともに、大規模なトンネル工事を市街化された地域で行うことから、工事に際しての安心確保の取組みとして、緊急時の対応をとりまとめましたので連絡いたします。

今後、万が一の際には、事業者から関係機関に緊急時の連絡を速やかに行いますので、貴区市においてもご協力いただきますようよろしくお願ひいたします。

平成 30 年 12 月

東京外環（関越～東名）トンネル工事の緊急時の対応について

国土交通省 関東地方整備局 東京外かく環状国道事務所
東日本高速道路株式会社 関東支社 東京外環工事事務所
中日本高速道路株式会社 東京支社 東京工事事務所

1. はじめに

工事に際しての安心確保の取組みとして、緊急時の対応を準備するにあたっては、下記の①～③を基本とし検討を進める。

- ① トンネル内に掘削土以外の土砂等が大量流入する事象発生時を「緊急時」とする。
- ② 緊急時に周知する範囲は、掘削部を中心に土被り程度の範囲とする。
- ③ 緊急時の周知に際しては、地表面に影響が発現する時間は地質条件等により異なるが、可能な限り早期に兆候を把握することが重要である。

なお緊急時対応については、工事を行う事業者・工事関係者（※）が自ら周知するなど、事業者・工事関係者が主体的に実施する。

ただし事業者・工事関係者からの連絡をうけ、必要な場合には関係機関も適宜対応することも想定されるため、事業者・工事関係者は関係機関等と緊急時の連絡体制を準備することとする。

※事業者・工事関係者：

事業者（国土交通省、東日本高速道路（株）、中日本高速道路（株））及び工事を施工する建設会社

2. 住民への情報提供・周知

住民への避難周知が必要になった際、住民等の安全を確保するため、工事状況の情報収集及び緊急時における住民等への迅速・的確な周知が重要となる。周知に当たっては、複数の周知方法を確保するとともに、住民等に提供すべき内容を事前に整理する。

2-1 情報収集の方法

事業者・工事関係者の工事状況の情報収集としては、トンネル坑内でのモニタリングが基本となる。

くわえて、地上等の状況を把握するため、下記の方法等によるものとする。

- ① 24時間体制での警戒車両による情報収集
- ② 24時間体制での住民からの情報受付ダイヤルの開設
- ③ シールドマシン地上部での測量作業

2－2 緊急時の周知方法の整備

事業者・工事関係者から住民等への周知方法は、下記の方法等によるものとする。

なお、緊急時の周知にあたっては、事象の影響範囲をふまえ、有効なツールにより周知することとする。

- ① 警戒車両による周知
- ② 戸別訪問による周知
- ③ メールによる配信
- ④ ツイッターによる発信
- ⑤ ホームページへの掲載
- ⑥ その他、関係機関からの周知

2－3 関係機関への連絡体制

事業者・工事関係者は、迅速・的確に関係機関に連絡するよう、連絡体制を定める。

2－4 住民への避難周知

現地での住民への避難周知については、迅速・的確かつ繰り返し周知するよう努める。

メール等での情報提供については、周知内容について、あらかじめ整理する。

＜周知内容＞

「(工事名・場所・避難範囲・範囲から離れること・離れた後の一時集合場所を伝える)」
※事業者・工事関係者からの情報提供をふまえ自治体から避難勧告等が出された場合には、自治体の周知内容にもとづき、同内容を住民にお知らせする。

なお、住民への避難周知の際には、下記に留意する。

(留意事項)

- ・迅速・的確であること
- ・複数の手段を活用すること
- ・情報の発信元を明確にすること
- ・事実に基づく正確なものであること
- ・わかりやすい表現とすること

2-5 配慮が必要な住民等への周知

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の避難する際に配慮が必要な住民については、必要な情報を確実に伝達し避難できるように、緊急時に関係機関と連携し対応する。

2-6 住民への避難周知までの流れ

避難周知については下記①の準備段階後、下記②に移行することを基本とする。

①準備段階

兆候を把握した段階で、関係機関に連絡し周知準備を行う。

また、この段階での連絡フローは以下を基本とする。

- 1 工事状況より兆候を把握
- 2 工事関係者が事業者の担当工事部署へ連絡
- 3 事業者内の担当部署から監督員に報告
事業者内で非常災害対策本部等を立ちあげるなど体制確保
- 4 関係機関へ事前連絡
- 5 工事関係者に兆候発生箇所の巡回や戸別訪問応援を指示し、現場へ出発・待機

②避難周知段階

- 1 工事状況より避難周知が必要な事象を把握
- 2 工事関係者が事業者の担当工事部署へ連絡
- 3 事業者内の担当工事部署から監督員に報告
- 4 事業者から、関係機関へ連絡（工事受注者から連絡する場合もある）
- 5 工事関係者に指示し、現場での周知活動開始

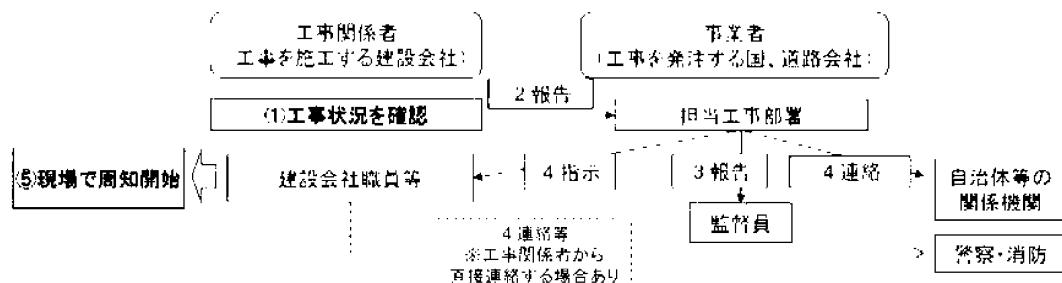


図 連絡フローのイメージ

3. 住民の避難誘導等

住民の避難誘導等に係る対応については、事業者・工事関係者が関係機関と連携して実施

する。特に避難する際に配慮が必要な住民については、速やかに避難できるように、適切に避難誘導等を実施する。

3－1 初期の対応

緊急時に周知する範囲は土被り程度の範囲となることを考慮し、土被り程度の範囲内で生活する住民を対象に、その場から離れるよう周知するとともに、まず近くの空き地や広場、公園等のオープンスペースに一時的に避難誘導を行うものとする。

あわせて立入ることが危険となる範囲には、警察等と連携し、関係する道路等の交通規制を行うものとする。そのため、交通規制に必要な設備について、事業者・工事関係者はあらかじめ準備しておく。

3－2 その後の対応

① 近隣施設等への誘導

事業者・工事関係者は、常設会場（※）を開放するなど、一時的に避難が可能な近隣施設を確保する。

その際、事業者・工事関係者は住民の要請に応じて、準備した車両により近隣施設への運搬を行うとともに、必要となる食料及び毛布等の物資を準備する。

（※）常設会場

●喜多見常設会場：〒157-0067 東京都世田谷区喜多見 7-33-18

●北野常設会場：〒181-0003 東京都三鷹市北野 3-6-1

●東大泉常設会場：〒178-0063 東京都練馬区東大泉 2-1-42

② 宿泊施設等への誘導

工事関係者は、早期に宿泊施設等への移転ができるよう努めるものとする。

4 その他

以上の内容は、事業者・工事関係者が関係機関に対し周知するとともに、必要な内容については、住民への事前の周知を図るものとする。

これらの内容については、工事実施状況や関係機関等からいただいた意見を踏まえ、適宜、追加・見直しを行うこととする。